

## 花と緑のアドバイザー派遣制度実施要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は緑化の普及・啓発を図ることを目的として、新潟県、市町村、学校、住民団体、企業団体、一般市民等（以下「団体等」という。）が実施する緑化講演会、緑化講座、緑化学習会、自然観察会等（以下「活動等」という。）に対し、公益財団法人新潟県都市緑花センター理事長（以下「理事長」という。）が、講師、インストラクター、指導者等（以下「講師等」という。）として、花と緑のアドバイザーを派遣するにあたり必要事項を定める。

### (対 象)

第2条 派遣の対象は、参加予定者10名以上であり、次の各号のいずれかに該当する活動とする。なお、営利を目的としたものを除く。

- (1) 講演会・講習会
- (2) 研修会
- (3) シンポジウム
- (4) コンクール
- (5) その他、前4号に類する催事

### (費用負担等)

第3条 講師等の謝金及び旅費は、公益財団法人新潟県都市緑花センター(以下「当センター」という)の各規程に沿った額を、当センターから花と緑のアドバイザーへ支給する。その他活動に係る経費の負担については、団体等の負担とする。なお、活動に際して必要な材料などの経費は団体等と花と緑のアドバイザーが相談して取り決めることとする。

### (派遣回数)

第4条 花と緑のアドバイザーの派遣は、原則として1団体等あたり年間2回までとする。

### (派遣申請)

第5条 前条に規定する派遣を受けようとする団体等は、申請書(様式第1号)を理事長に提出するものとする。

### (派遣の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し適正と認めた場合、派遣を決定し通知(様式第2号)する。

### (完了届)

第7条 前条の規定による派遣決定通知書を受けた団体等は、活動完了後、1か月以内に完了報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

(交付)

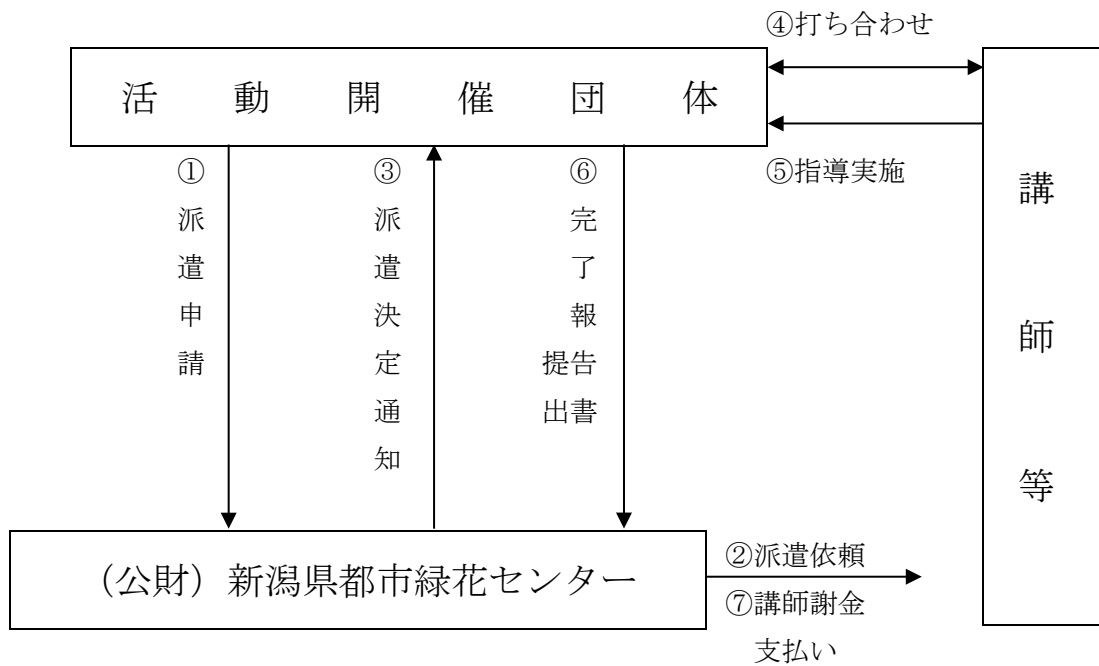
第8条 理事長は、前条の完了報告書を受領した後、花と緑のアドバイザーに対し謝金及び旅費の所要額を支払うものとする。

(その他)

第9条 講師等の派遣を受けようとする団体等は、次の各号について留意し、効果的な活動の実施に努めること。

- (1) 活動を実施、運営する体制の整備
- (2) 活動の実施目的に見合ったカリキュラムの設定
- (3) 直面している課題に応じた指導回数や講師等の人数の決定
- (4) 講師等との意見交換や運営工夫
- (5) 活動の成果や他の関連事業への波及効果等を意識した運営
- (6) 事故防止等、活動実施に当たっての安全管理
- (7) 広報、当日配布資料や講師紹介時等にて当センターの制度活用を周知すること

(活動実施フロー)



付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。